

政令第 号

産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第四十項第四号及び第七号並びに第四十一項第一号、第四百四十条の三第四項第二号ハ及び第九項、第四百四十条の六第五項、第四百四十条の十一第四項並びに第四百四十条の十八第一項及び第三項並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第一条 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（特定事業者の範囲）

第三条の二 法第二条第四十項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。

一 ソフトウェア業

二 情報処理サービス業

三 旅館業

2 法第二条第四十項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四 森林組合及び森林組合連合会

五 商工組合及び商工組合連合会

六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

八 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三百人（卸売業を主たる事業とする事業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（事業承継等に係る特定事業者等の範囲）

第三条の三 法第二条第四十一項第一号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

2 法第二条第四十一項第一号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 医業を主たる事業とする法人

二 歯科医業を主たる事業とする法人

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。）

四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）

五 一般社団法人及び一般財団法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）

本則に次の三条を加える。

（生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等）

第三十六条 法第四百十条の三第四項第二号ハの政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可

三 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可

2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第四百十条の三第六項の同意（同条第四項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）のために必要な書類を定めることができる。

3 法第四百十条の三第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可

等に基づく地位を当該申請に係る生活維持物品役務需要減等事業適応計画に記載する場合には、当該申請に係る申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4 行政庁は、法第四百十条の三第六項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）により同号に定める者に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該同号に定める者に送付するものとする。

（生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率）

第三十七条 法第四百十条の六第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九

パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険関係（法第四百十条の六第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（労働者協同組合の組織変更に係る株式等の割当てを受けることができない者等）

第三十八条 法第四百十条の十八第一項に規定する政令で定める者は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により組織変更（法第四百十条の十五第一項に規定する組織変更をいう。）前の労働者協同組合から脱退することとなる組合員とする。

2 法第四百十条の十八第三項の規定により同項の株式の割当てについて会社法第八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第二条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 労働者協同組合

附 則

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月三十日）から施行する。

理 由

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、産業競争力強化法施行令において特定事業者の範囲等を定めるとともに登録免許税法施行令において事業協同組合等の範囲に労働者協同組合を追加する必要があるからである。